

沿岸広域振興局長告示第38号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成30年3月30日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

- 1（1） 路線名 岩泉平井賀普代線
 - （2） 供用開始の区間
 - ア 下閉伊郡田野畑村島越201番2地先から201番5地先まで
 - イ 下閉伊郡田野畑村羅賀178番1地先から97番1地先まで
 - （3） 供用開始の期日 平成30年3月30日
 - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
 - イ 期間 平成30年3月30日から同年5月1日まで
- 2（1） 路線名 吉里吉里釜石線
 - （2） 供用開始の区間
 - ア 釜石市片岸町第8地割127番1地先内
 - イ 上閉伊郡大槌町須賀町221番56地先から68番2地先まで
 - （3） 供用開始の期日 平成30年3月30日
 - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 沿岸広域振興局土木部
 - イ 期間 平成30年3月30日から同年5月1日まで